

地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみに関する当面の運用方法

平成31年4月5日 東京都社会福祉協議会

1 趣 旨

本しくみ（以下「しくみ」とする）は、区市町村、成年後見制度推進機関（中核機関と同義。以下「中核機関」とする）、三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）をはじめとする成年後見制度に関係する専門職等の地域関係者と、家庭裁判所が密接に連携することにより、利用者の意思決定支援（自己決定）と身上保護を重視した後見業務の実現のために、適切な後見人（成年後見人、保佐人、補助人。以下同じ）の選任を支援するとともに、同じく選任後の後見人支援にも取り組み、都民が必要な時に安心して利用できる成年後見制度の確立をめざす。

2 推進体制

東京都と東京都社会福祉協議会（以下「東社協」とする）は、しくみの円滑な運用に努めるとともに、しくみの運用状況を適宜検証し、必要に応じて東京家庭裁判所（以下「家裁」とする）及び三士会と調整の上、見直しを行う。

しくみによる取組みを実施する区市町村は、東京都成年後見活用あんしん生活創造事業（以下「あんしん事業」とする）における「制度の利用促進機能（マッチング等支援、定期支援）」の実施に伴う運営費補助を東京都に申請することができる。

3 対象者

しくみにおける取組みの対象者は、しくみの利用を希望する人のうち、後見申立前の相談支援については「親族後見の利用を希望する本人および親族等」とし、後見人選任後は「本人及び親族後見人」とする。ただし、しくみによる取組みを実施する機関（以下「実施機関」とする）の判断により、これを広げて対応することは差し支えない。

4 実施機関（中核機関）における取組みの内容

① 相談・アセスメント

- ・ 親族後見の希望者について、丁寧な相談対応とアセスメント、関係機関からの情報収集等を行い、必要に応じて「後見（支援）基本方針シート（以下、「基本方針シート」という）」の原案を作成する。基本方針シートの様式は別に定める。

② 検討・支援会議の開催

- ・ 保健・医療・福祉の関係者や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）および

事案に応じた関係者（福祉サービス関係者や行政担当者等）等から構成される検討・支援会議を定期的に、または必要に応じて開催し、事案ごとの権利擁護に関する支援方針の検討、基本方針シートの作成、後見人支援に関する助言等を行う。

③ 後見（支援）基本方針シートの作成

- 上記①②により、基本方針シートを作成し、申立人が申立時に家裁に提出する。
※相談者の希望により、本人情報シートを作成することも可能。

④ 後見人候補者のマッチング

- 基本方針シートにおいて、候補者として第三者後見人が望ましいとされた場合には、本人や相談者の意向を確認しつつ、専門職団体への候補者の照会、市民後見人候補者の人選、法人後見の場合の支援体制の調整、候補者の本人への紹介と面接等を行う。

⑤ 申立手続きの支援

- 申立人が行う申立手続について、必要に応じて書類作成に関する助言等の支援を行う。事案によっては、適切な代理人に申立手続を委任するよう助言する。また、必要に応じて家裁での申立人面接や本人面接に同行する。

⑥ 後見人への支援

- 後見人の選任後は、必要に応じて地域包括支援センターやケアマネジャー、通所先の施設職員の方など、本人を支援してきた関係者に働きかけて、本人、後見人、関係者が出席するチームミーティングを開催する。チームミーティングでは、基本方針シートを本人、後見人、関係者らで共有し、「後見・支援に関するプラン・モニタリングシート（以下、「モニタリングシート」という）」を活用する等して、現状と今後の後見業務や後見人支援についてより具体的に確認・検討していく。また、その後も家裁への定期報告のタイミング等に後見人と面談し、定期報告書類の作成を支援するほか、後見業務のモニタリングと助言を行う。その際には、必要に応じてモニタリングシートや検討・支援会議の場を活用する。なお、上記①～⑤の支援を行っていない事案についても、親族後見人からの希望があればあらためて基本方針シートやモニタリングシートを活用した支援を行う。

